

令和2年10月27日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

公益社団法人日本小児科医会  
会長 神川 晃



新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして  
小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の増点を求める要望書

新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき誠に有難うございます。

小児科医療機関は新型コロナウイルス感染の危険にさらされながら、地域医療を支えるために外来診療を行わなければなりません。小児は検体の自己採取が困難であり、医療従事者が自ら検体の採取に関わるなど、感染予防対策による医療従事者の負担が成人に比較して大きいと言えます。現状の診療報酬ではこうした負担が反映されているとは言えません。このままでは、今後、秋冬に予想される、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の同時流行に十分に対応することができません。入院については手厚い診療報酬上の措置がなされているにも関わらず、外来については措置が不十分であり、バランスを欠いています。

また、小児科医療機関は鑑別診断としてインフルエンザ・RS ウイルス・アデノウイルス等の迅速検査を実施しなければなりません。鑑別診断として行うインフルエンザ迅速検査等が陽性であれば、高額な新型コロナウイルス PCR 検査を減らすことができます。しかし、これらの迅速検査は包括点数に含まれるため「小児科外来診療料」や「小児かかりつけ診療料」を採用している医療機関にとっては、検査するたびに持ち出しが大きくなり更に経営が悪化することになります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、小児科医療機関に多大な影響を及ぼしております。日本小児科医会が令和2年5月及び6月に調査した「緊急医業経営実態調査」の結果では、令和2年4月の対前年比保険診療収入は総件数で-35.1%、総点数で-38.2%と大幅に減少しており、令和2年5月の対前年比保険診療収入では総件数で-43.0%、総点数で-48.3%と更に悪化し、99.2%の医療機関が患者数減少と回答しております。その後も、社会保険診療報酬支払基金の統計データでは、小児科の診療所において、6月の総件数-33.6%、総点数-33.1%、7月の総件数-28.9%、総点数-27.4%となっており、小児科医療機関の患者数の落ち込みが続いております。

小児科の医業経営は悪化しており、患者減少による収入減や固定費の支払い

等により、医療継続が困難となってきた医療機関も出てきております。

このような状況にご理解を賜り新型コロナ対策として下記、診療報酬上の臨時的な取扱いを要望致します。

## 記

新型コロナウイルスに係る診療報酬上の臨時的措置として、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、小児に対して行った追加的な感染予防対策が評価されるよう、「小児科外来診療料」及び「小児かかりつけ診療料」の増点等の措置を要望致します。